

被扶養者に認定要件等の変更はないですか？

毎年、3月から4月にかけて年度替わりには、被扶養者に関する次のような手続きが発生しますので、今一度被扶養者の収入状況を確認していただき、要件を欠くに至ったときは、速やかに所属所を通じて共済組合へ被扶養者の取消申告(被扶養者証の返納)を行ってください。

| 取消事由 | 取消日 | 添付書類 |
|---|---|--|
| 就職した場合 | 他の健康保険に加入した日 | ●健康保険証(写) 又は、健康保険に加入する旨の記載がある労働条件通知書等(写) 但し、任命権者が都道府県教育委員会の場合は辞令(写)可 |
| 公的年金受給者が、年額180万円以上又は月額15万円以上となった場合。又は、以上となる見込みがたった場合。 | 年金等の改定額通知書を受領した日 | ●公的年金等の最新の年金額改定通知書(写) |
| 雇用保険を受給した場合(日額3,612円以上) | その支給開始日 | ●雇用保険受給資格者証(写) |
| 同居を要件とする者と別居した場合 | 転居日の翌日 | ●住民票謄本(写) |
| 死亡した場合 | 死亡した日の翌日 | ●死亡日を確認できる書類(写) ●戸籍抄本(写)又は、埋葬許可証(写) 「家族埋葬料請求書」と同時に提出する場合は不要 |
| 離婚した場合 | 協議離婚…離婚の届出日の翌日 調停離婚…調停成立日の翌日 | ●戸籍抄本(写) |
| パート・アルバイト等の賃金等が3か月連続して108,334円以上支給された場合 | 賃金等が翌月払… 3か月目の賃金等支払日の翌日 賃金等が当月払… 4か月目の1日 | ●所得限度額超過及び事実発生日を確認できる書類(写) ●給与明細書(写) ●雇用契約書(写)等 |
| パート・アルバイト等の賃金等が累積130万円以上となった場合 | 130万円以上の賃金等の支払日の翌日 | ●所得限度額超過及び事実発生日を確認できる書類(写) ●給与明細書(写) ●雇用契約書(写)等 |
| パート・アルバイト等の雇用契約書等で、月額108,334円以上の給料が支給されることが明らかな場合 | 雇用日 | ●所得限度額超過及び事実発生日を確認できる書類(写) ●給与明細書(写) ●雇用契約書(写)等 |
| 事業所得、農業所得等により130万円以上の収入となった場合 | 確定申告を行った日(写に税務署の受付年月日が押印されている。)又は、郵送の場合は郵送日。 | ●確定申告書および収支内訳書等(写) |
| 扶養替えの場合 | 扶養事実の消滅した日 | 両者が公立学校共済組合員の場合…不要 一方が公立学校共済組合員でない場合… ●認定替の事由が確認できる書類(写) |
| その他 | 扶養事実の消滅した日 | ●取消事由及びその事実発生日が確認できる書類 |

資格喪失後、被扶養者証で受診したときこんな問題が…

被扶養者に認定取消を遡って行った場合、資格喪失日以降、被扶養者証の回収日(「被扶養者取消申告書」の所属所受付日)前の受診に係る医療費等について、組合員に返納していただくこととなります。

